情報を共有してこそ、具体的支援策が見えてくるのでは

先月下旬に、医療的ケアを必要とする「重度の障害児送迎に助成を　宮城県に要望書提出へ」の新聞報道があった。

歩ける子どもたちは３０分もしない内に通学できるのに、報道記事にあるように、医療的ケアを必要とするお子さんが、なぜ４０分も車に乗らないと通学できないのか、こんなにも福祉、福祉、障害児教育、教育と言われる今の世ですのに、どう考えても私には不思議でならないし、どこに問題があるのか、さっぱり見えない。

こうした折、「みやぎ県政だより４月号」に「共に学ぶ教育環境をみやぎから」の特集記事あった。

県もここまで県政ニュースに載せるのに、なぜ先の医療的ケア云々で、地域の学校に通学が拒否されるようなことが、報道されることが起こるのだろうか。

「みやぎが目指す障害児教育」の図表では、色んな人がサポート、アドバイスして、最終的には「保護者が選択」とありますが、「地域の学校に看護師はいないから」、「通学バスに看護師が乗らないから」などと選択肢を狭めて、かつ「訪問教育」を勧めて、最終的に「保護者が選択」の記載が白々しく映る。

報道のケースにしても、こうした県の公的方針と現場の行政や養護学校等の対応の矛盾点を明らかにし、また、「この事例で県の障害児教育の『目指す姿』を、更に一つ実践しよう！」と、関係者が連携して言ってもいいのでないかと思う。

報道記事を「雑学 BN」HP で紹介したこともあり、このケースに関係する多くの具体的な情報をいただいた。中には、くい違う情報、また、情報源の守秘や転送不可の条件での情報も。

自分はご家族との面識がないので、実態、実情を自分なりに把握しないで、情報からだけであれこれ具体的にコメントするのは適切でないだろうから差し控える（情報提供者それぞれには、自分なりに具体的にコメント、アドバイスは返信したが…）。

ただ、やはりこうした場合、その子どもの実態、支援をきめ細かく、特に医療的ケアの問題であるだけに医師を含め、家族共々関係者が何度か一堂に会して情報を共有して検討・検証し合わないと、その子どもの具体的支援策は出てこないのでないかと、つくづく思う。

（2006 年 4 月 3 日　記）

追伸：報道記事は２Ｐに、県政だよりは３Ｐに、貼付していますので参照下さい。

河北新報 2006.3.26(日)(第三種郵便物認可)

重度の障害児 送迎に助成を

来月養護学校へ 看護師ケア必要

共働き家庭に負担

県に要望書提出へ

四月から利府養護学校（利府町）に通う子どもの保護者が、送迎に頭を痛めている。この家庭のケースでは通学時も付き添いによる医療ケアが必要なためスクールバスには乗れず、共働きの両親はデイサービスによる有償の送迎を頼まざるを得ない。両親は「義務教育なのに障害児がいる家庭の負担は大きい。送迎に悩む共働き家庭は多いはずだ」と訴え、負担軽減などを求める要望書を近く県に提出する。

大和・佐々木さん夫妻

養護学校に入学するのは、大和町の会社員佐々木幸広さん(三九)とパート淳代さん(三九)の二女莉那ちゃん(六つ)で、重度の重複障害がある。利府養護学校は自宅から車で約四十分かかる。てんかん発作の持病があり、登下校時も家族や看護師の付き添いが必要という。

学区が広い養護学校は、介助員が同乗する無償のスクールバスを運行。医療ケアなどの理由でバスを利用できない児童は保護者が自家用車で送迎し、県は奨励費としてガソリン代の実費を全額支給している。

有償運送事業許可を受けたNPO法人への依頼も奨励金の対象となるが、仕事を持っている母親はパートで仕事を調整したり、退職したりして自分で送迎するケースが多いという。

自前の送迎は難しく、NPOも見つからなかった佐々木さんは県教委に看護師のバス添乗を要望したが、実現しなかった。大和町に相談したところ、デイサービスによる送迎を紹介され、利府町の福祉施設の送迎サービスを受けることにした。

しかし、デイサービスの利用は県の奨励費の対象外。障害者自立支援法の四月施行で福祉サービスは一割の自己負担となり、佐々木さんは月額約一万三千円、サービスの報酬体系が変更される十月以降は月約一万八千円の負担になる。

県教委は「現行の制度で補助は難しい。通学が難しい場合、教師が自宅に出向く訪問学級もある」と説明する。

佐々木さん夫妻と障害児を支援する団体などは要望書で、①看護師をスクールバスに添乗させる②通学に伴う自己負担金を奨励費の対象に加える―などを求めることにしている。

佐々木さんは「子どもが学校で、友達と触れ合えるようにしてあげたい。義務教育にもかかわらず、自己負担があるのは納得がいかない」と話している。

「共に学ぶ」教育環境を“みやぎ”から

障害のある人もない人も、自立して生活できる社会を目指そうという「ノーマライゼーション」の理念が浸透しつつあります。そして、義務教育の現場でも、同じ理念を基に新しい取り組みが始まっています。

障害のある子どもたち

県立の盲学校、ろう学校、養護学校や公立の小・中学校の特殊学級にいる子どもが徐々に増えてきています（図1参照）。

また、通常の学級にいるものの、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）といわれる子どもも増えてきています。

このような中で、これからのみやぎの障害児教育はどうあるべきなのでしょうか。

「共に学ぶ」ということ

学校を卒業した後は、障害のある子どもも障害のない子どもも、同じ地域社会の中で生活することになります。そこでさまざまな人とかかわりながら社会活動に参加し、支えあうという経験を積んでいきます。そして、社会は障害のある人も含めいろいろな立場の人から構成されているということを学んでいきます。

県では、義務教育段階において、可能な限り障害のある子どもも障害のない子どもも、同じ地域の学校で「共に学ぶ」ことは、人間形成の上で非常に大切であると考えています。

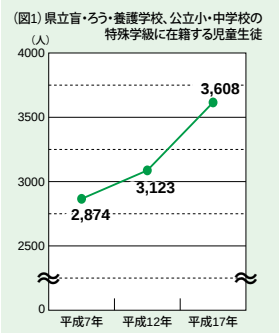

“みやぎ”が目指す教育

県では、昨年七月に「宮城県障害児教育将来構想」を策定しました。その理念は、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」というものです。

障害のある子どもと障害のない子どもが「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を進めていくための、今後十年間の基本的な方向性を示しています。

「みやぎ」が目指す障害児教育

障害のある子どもとその保護者 → 相談 → 各市町村教育委員会 ← 県が支援（専門知識やノウハウの研修など）

選択

- ①盲学校・ろう学校・各養護学校：盲学校、ろう学校、知的障害養護学校、肢体不自由養護学校、病弱養護学校
- 地域の小・中学校
  - ②特殊学級：視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、知的障害、情緒障害
  - ③通常の学級：共に学ぶ教育

→ 目指す姿：障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学べる教育環境

- 入学前に各市町村教育委員会に相談できる。
- これまで通り①②も選択できる。
- ③の受け入れ体制が整っている。

新しい取り組み

「共に学ぶ」教育環境をつくるため、次のような取り組みを始めています。

◇障害のある子どもと障害のない子どもが通常の学級で一緒に学習できるように、必要に応じて先生や介助員などを試験的に配置しています（チーム・ティーチング）。また、障害のある子どもの状態に応じて個別に学習できる「学習支援室」を別に設けています。

◇盲学校やろう学校、養護学校に通う子どもたちが、自宅近くの小学校や中学校を訪れています。一緒に本を読んだり、プールに入ったり、絵を描いたりして一日を過ごす交流をしています。

◇学校教育に携わる先生や職員などに「共に学ぶ」教育についてさらに理解を深めてもらう研修を行っています。

みやぎから発信 新しい障害児教育のかたち

「共に学ぶ」教育は、障害のある子どもたちだけを対象にしているわけではありません。障害の「ある」「なし」にかかわらず、お互いを認め、支え合うという経験は人間形成に大きく役立つと考えています。

県では、長期的な視点に立って、障害のある子どもも障害のない子ども共に学び成長していける教育環境づくりを進めていきます。

お問い合わせ
障害児教育室
☎022(211)3714
http://www.pref.miyagi.jp/syougaiji/

～学校現場から～

「ダメなことはダメ」

子どもたちが滑り台で遊んでいた時のことです。障害のある小学校一年生のA君は、友だちがやっているのを見て自分もやりたくなり、順番待ちの列にぐいぐいと入り込みました。近くの女の子たちが止めたのですが聞きません。すると男の子の一人が言いました。「今のAちゃんは、まだ分からないよ。大人になったら分かるようになるんだよ。」すかさず女の子が言いました。「それは分かるけど、分からないからといって何も言わなければ大人になってもできないよ。」

周囲から止められれば止められるほど、自分のしたいことを通そうとするA君。約束事の大切さを分かってほしい周囲の子どもたち。それぞれの「学び合い」の場となりました。側にいた担任も忘れられない一場面となりました。（栗原市T小学校）

「たくさんの友だち」

通常の学級に在籍してからは、以前にも増して同じクラスの子どもたちが声を掛けてくれています。今ではクラスの子どもたちばかりでなく、違う学年の子どもたちもたくさん声を掛けてくれたり、時には自宅まで遊びに来てくれたりしています。また、体調を崩し本人が学校を休んでいる時でも、朝の登校時間に大きな声で「早く良くなって学校に来てね。」などと、家の外から声を掛けてくれる友だちもいます。

同じクラス、同じ学校の友だちがたくさん増えることを、本人もうれしく思っているようです。これからも多くの友だちができることを期待しています。（石巻市M小学校）

大人にあって子どもにはない「壁」

本多（ほんだ） 究美（きわみ）さん（栗原市 若柳小PTA）

障害のあるお子さんは、落ち着きがなかったり、不安定だったり、かけっこが遅かったりします。一方で、歌や踊り、絵などが上手だったり、お父さんお母さんに優しかったりします。

障害のないお子さんは問題がないかというと、そんなことありませんよね。トラブルなんかはごくごく普通にあります。

私にも3人の娘がいますが、子どもたちは、障害のあるお子さんと学校で生活していて特に違和感を持っている様子はありません。クラスの仲間の1人という感じではないでしょうか。

むしろ「壁」を作ってしまうのは大人のほうなんですよね。私たちの世代が「共に学ばない」教育を受けてきたからかも知れません。

学校だけでなく、地域社会全体として「共に学ぶ」教育環境が1日も早く整えばいいなと思っています。